

岐阜県医療機関等物価高騰対策支援金交付申請に関するQ&A

交付対象について

1	支援金の交付対象は？	令和5年10月1日時点で岐阜県内で開設している病院、診療所、助産所、施術所及び歯科技工所が対象になります。 (※令和5年10月1日から令和6年3月31日までに休止又は廃止予定の施設は対象となりません。) また、開設者が県や市町村の場合も対象となります。 ただし、病院及び診療所については保険医療機関の指定を受けているものに限り、施術所については令和5年10月1日から申請の日までの間に県内で保険施術を行った施術所に限りません。
2	休止中の施設は交付の対象に含まれるか？	令和5年10月1日時点で休止中の施設は対象となりません。
3	今後、開設予定の施設は交付の対象となるか？	令和5年度中に開設する施設であっても令和5年10月1日時点で開設していないものは対象となりません。
4	開設者が県外事業者でも交付の対象となるか？	施設の所在地が岐阜県内であれば対象となります。
5	自宅兼事業所の場合も対象になるのか。	対象になります。
6	同様の趣旨の給付金を他団体(国、市町村等)から受けている、又は受ける予定があるが、この支援金を受け取ることはできるか？	他団体からの同様の趣旨の給付金の受給(予定を含む)の有無に関わらず、この支援金を受け取ることが可能です。ただし、本支援金を受け取った場合に他団体の給付金を受け取ることができるか否かは、他団体の給付金の支給要件をご確認ください。
7 (施術所)	療養費の受領委任に対応していないが交付の対象となるか	受領委任や償還払いを問わず、令和5年10月1日から申請の日までの間に県内で保険の対象となる施術を行った場合は、交付の対象となります。

交付額について

1	支援金の交付額は？	病院・2床以上の有床診療所 21,980円×許可病床数(令和5年10月1日時点) 2床未満の有床診療所・無床診療所・助産所 1施設当たり一律22,500円 施術所 1施設当たり一律15,000円 歯科技工所 1施設あたり一律15,000円 (令和5年4月1日以前に開設している歯科技工所は、30,000円)
2 (病院・診療所)	休床分も交付対象か？申請時点で休床でも今後稼働する場合は？	交付額の算定には許可病床数を使用することとしているため、休床分も交付の対象となります。

申請について

1	申請方法は？	原則オンライン申請フォームによる申請してください。オンライン申請フォームで申請ができない場合に限り、郵送により申請してください。 ※郵送の場合は、簡易書留等、追跡可能な方法としてください。なお、申請書の持参による申請はご遠慮ください。
2	申請様式の入手方法は？	以下の県ホームページ又は支援金特設WEBサイトから様式をダウンロードしてください。 県ホームページ： https://www.pref.gifu.lg.jp/page/313809.html 支援金特設WEBサイト： https://jimukyoku.site/gifu/bukkakoutoutaisakushien/
3	申請の受付期間はいつまでか？	申請の受付期間は、令和5年12月25日から令和6年2月2日(消印有効)までとします。 ただし、多数の申請が予想されるため、可能な限り早めの申請にご協力をお願いします。
4	申請書をファックスや電子メールで提出してもよいか？	多量の申請を短時間で処理する必要があることと情報セキュリティの観点からオンライン申請フォームからの申請又は郵送による申請のみ受け付けます。
5	申請書に押印は必要か？	申請書に押印は不要です。
6	申請者と受取口座の口座名義人が異なってもよいか？	受取口座の口座名義人は申請者と同一としてください。異なる場合は委任状を添付してください。
7	口座の写しが様式の貼付けスペースにおさまらないので、別の紙に張り付けてよいか？	振込先確認書(別紙3)とは別のA4サイズの紙に貼付けや印刷いただいて結構です。
8	インターネットバンキングを利用しており、通帳の写しを提出することができないがどうしたらよいか？	口座名義及び口座番号が確認できる画面のコピーや画像を提出してください。
9 (病院・診療所)	指定管理者が管理する施設の場合、指定管理者が申請者となってもよいか？	交付申請書に開設者からの委任状を添付してください。 委任状の参考例を県ホームページ及び支援金特設WEBサイトに掲載しております。
10 (施術所)	開設者である法人の代表者ではなく、開設した施設の施設長が申請者となってもよいか？	県ホームページ： https://www.pref.gifu.lg.jp/page/313809.html 支援金特設WEBサイト： https://jimukyoku.site/gifu/bukkakoutoutaisakushien/
11	委任状に押印は必要か？	委任者と受任者の押印が必要です。
12 (病院・診療所)	医科と歯科を重複して申請することは可能か？	同一の施設内に医科と歯科がある場合は、いずれか一方が交付の対象です。 ただし、同じ建物内に開設許可が別の医科診療施設と歯科診療施設がある場合は、それぞれの施設ごとに申請することが可能です。
13	開設者が岐阜県内で複数の施設を開設している場合、施設ごとの申請になるのか、開設者ごとの申請になるのか？	岐阜県内に複数の対象施設を有している場合、原則として対象となる施設を取りまとめ、一括して申請してください。

14	同じ建物内に複数の種別の施設等がある場合、岐阜県の他の物価高騰対策支援金も申請することは可能か？	同じ建物内で、複数の種別の施設等を運営している場合は、各種別ごと（医療機関等、薬局、高齢者福祉施設、障害福祉施設）に県の支援金を申請することが可能です。ただし、対象となる施設については、それぞれの種別ごとの支援金交付要綱に定められていますのでご確認ください。
15	同じ建物内に複数の種別の施設等がある場合、申請はまとめて行なわなければならないか。	「医療機関等」「薬局」「高齢者福祉施設・事業所」「障害福祉施設・事業所」の各種別ごとに別々に申請書を作成してください。提出時期は同時でなくても構いません。申請単位が「医療機関等」と他のもので異なりますので、それぞれの種別ごとの支援金交付要綱をご確認ください。
16	1つの法人が複数の種別の施設等を運営している場合、岐阜県の他の物価高騰対策支援金も申請することは可能か？	1つの法人が複数の種別の施設等を運営している場合は、各種別ごと（医療機関等、薬局、高齢者福祉施設、障害福祉施設）に県の支援金を申請することが可能です。ただし、対象となる施設については、それぞれの種別ごとの支援金交付要綱に定められていますのでご確認ください。
17	1つの法人が複数の種別の施設等を運営している場合、申請はまとめて行なわなければならないか。	「医療機関等」「薬局」「高齢者福祉施設・事業所」「障害福祉施設・事業所」の各種別ごとに別々に申請書を作成してください。提出時期は同時でなくても構いません。申請単位が「医療機関等」と他のもので異なりますので、それぞれの種別ごとの支援金交付要綱をご確認ください。
18 (施術所)	施設とは別に出張専門の施術所の開設を届け出ている場合は重複して申請してもよいか。	どちらか一方で申請してください。
19 (施術所)	あはきと柔整を重複して申請することは可能か？	【開設者が同一の場合】 同一の建物内に両施設がある場合は、いずれか一方を交付の対象とします。ただし、同じ住所内の施設がそれぞれ別の建物内にある場合は、それぞれの施設ごとに申請することが可能です。 【開設者が異なる場合】 施術所を共用していなければ同一住所でも申請は可能です。施術室を共用している場合は、どちらか一方のみ申請することが可能です。詳しくは参考資料をご確認ください。

交付、返還について

1	支援金の交付はいつ頃になるか？	令和6年3月末までに指定いただいた口座に振込予定です。
2	支援金の交付が決定した旨の通知は届くか？	交付が決定した旨の通知は行いません。申請内容に不備がないことを確認後、口座に振込を行います。
3	不交付となることはあるか？	交付要綱に規定する要件を満たさない場合のほか、申請書類不備があった際に期日（担当者から別途お伝えします。）までに修正依頼に応じない場合や、受付期間を過ぎてから申請された場合等は不交付となります。
4	施設が休止（又は廃止）してしまうが、支援金は返還しなくてはならないのか？	令和5年10月1日から令和6年3月31日までに施設が廃止又は休止した（ことが判明した）場合は、支援金を返還していただくことがあります。 申請した施設が上記期間内に廃止又は休止（予定を含む。）する場合は、県へご連絡ください。

その他

1	支援金の用途制限はあるか？	支援金は物価高騰分に活用されることを想定していますが、特段の用途制限はありません。
2	申請書類が到着したかや審査状況等を確認したいのですが、どうしたらよいですか。	オンライン申請フォームで申請いただいた場合は、申請フォームにて審査状況を確認することができますので、そちらをご確認ください。 郵送で申請いただいた場合は、到着したかどうかは簡易書留等の追跡手段にてご確認ください。審査の過程で、確認や補正をお願いする場合は、事務局から連絡いたします。いずれの場合も、多数の申請が予想されることから、事務局への確認はお控えください。
3	実績の報告は必要か？	当支援金に係る実績の報告は不要です。
4 (施術所)	保険施術を行ったことの証明は必要か？	保険の対象となる施術（療養費）の証明は不要です。誓約書に署名をしてください。
5	過去に県への口座登録（債権者登録）を行ってあるが、あらためて「振込先確認書（別紙2）」を提出する必要があるのか。	県への口座登録（債権者登録）の有無に関わらず、「振込先確認書（別紙3）」を提出してください。
6	交付申請を取り下げたい場合はどうすればよいか。	書面（任意様式）により届け出いただくことで取下げ可能です。必要な記載事項は、文書の日付、文書の宛先名（岐阜県知事のこと）、文書の発出者の情報（交付申請書と同じ「法人名（施設名）」、「代表者氏名（開設者氏名）」、「住所」）、申請を取り下げる旨についてです。参考例をホームページに掲載していますのでご確認ください。
7	交付申請取下げの参考例において、交付申請書の日付を記入するようになっていないが、わからない場合はどうすればよいか？	交付申請書の日付が不明な場合は省略して構いません。